

豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人(以下「後見人等」という。)を選任した者について、その後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人及び被補助人の日常生活の支援や福祉の向上、権利擁護を図ることができるよう支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 後見人等の報酬に対する助成(以下「助成」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、家庭裁判所により弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、精神保健福祉士その他親族以外の専門職が後見人等に選任された者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 豊中市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者で、次のいずれにも該当する者

ア. 対象者及び対象者と生計を一にする世帯員全員が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条の規定に基づく被保護者又は市民税非課税である者

イ. 対象者の預貯金が500,000円未満であって、かつ、対象者が居住する家屋及びその土地その他日常に必要な資産以外に処分すべき資産がないこと

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条、第51条、第52条、第76条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者

(4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条又は第16条の規定による本市の措置により市外の施設に入所している者で、第1号ア・イのいずれにも該当する者

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市区町村で成年後見人等報酬助成を受けている者は対象としない。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、後見人等に対して支払うべき報酬額とする。

(申込受付期間及び助成対象期間)

第4条 第6条に規定する助成の申込みの受付期間は、家事事件手続法別表第1に規定する報酬付与の審判(以下「審判」という。)により家庭裁判所が報酬額を決定した日から1年以内であって、当該決定の対象期間の終日から1年以内とする。

2 助成の対象となる期間は、審判により家庭裁判所が決定した期間の終日から遡って算定し、当該期間が12月を超える場合は12月(成年後見人等が就職の日から最初に申し立てた審判の場合は当該期間、当該期間が24月を超える場合は24月)であって、第2条の要件に該当する期間とする。

(助成額)

第5条 対象者が受けすることができる助成額は、審判により家庭裁判所が決定した後見人等の報酬額の範囲内で、市長が認めたものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出さ

れる額を上限とする。

(1) 在宅生活者 後見等の事務が行われた月数×28,000 円

在宅での生活をしている日が属する月（対象施設への入所等を開始した日及び対象施設から退所又は退院をした日を含む。）

(2) 介護老人福祉施設等の施設に入所又は病院等に入院している者 後見等の事務が行われた月数×18,000 円

2 前項の規定により助成額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成額については、日割計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した給付額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬額を合算し、第1項及び第2項の規定により算出した額を助成する。

(助成申込みの手続き)

第6条 前条の報酬助成の申込みをすることができる者は、第2条に規定する対象者又は当該対象者の後見人等（保佐人及び補助人にあっては、代理権を付与されている者に限る。）とする。

2 報酬助成の申込みをしようとする者は、報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定した後に、豊中市成年後見人等報酬助成申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかにその可否を決定し、成年後見人等報酬助成決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成額の請求及び支払)

第8条 前条の助成決定を受けた者は、当該決定された助成額を速やかに成年後見人等報酬助成請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(後見人等の責務)

第9条 第7条の助成決定を受けた者は、助成額を後見人等の報酬支払い以外の目的に使用してはならない。

(助成の中止及び返還)

第10条 市長は、被後見人等の資産状況及び生活状況の変化、死亡等により助成する理由が消滅したと認めるときは、第7条の規定による助成を中止し又は助成額を変更するものとする。

2 市長は、虚偽の申込みその他不正な手段により助成を受けたときは、助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年(2008年)4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱の規定にかかわらず、令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までに審判により報酬額が決定した場合の助成金は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年(2025 年)4 月 1 日から施行する。

豊中市成年後見人等報酬助成申込書

豊中市長 様

豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱に基づき、次のとおり関係書類を添えて申込みします。

決定の審査において、成年被後見人等の住民登録・資産状況及び本市に住民登録がない成年被後見人等の介護保険の保険者、障害サービスの決定者、措置状況について市が調査することを同意します。

申込者	氏 名		対象者との 関係	☐ 本人 ☐ 後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人 ※保佐人、補助人は代理権を付与された者に限る	
	住 所	〒 ー (電話番号) ー ー			
(被後見人・ 被保佐人・ 被補助人)	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	住民登録 上の住所				
	対象期間 の居所	所在地： (施設名・病院名：) 対象期間： 年 月 日 ~ 年 月 日			☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ 病院 ※注 2
	対象期間 内に上記 以外に居 所があっ た場合	所在地： (施設名・病院名：) 対象期間： 年 月 日 ~ 年 月 日			☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ 病院 ※注 2
後 見 等 の 種 類	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助				
成年後見人等の職種	☐ 弁護士 ☐ 行政書士 ☐ 司法書士 ☐ 税理士 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神保健福祉士 ☐ その他専門職 ()				
申請金額	円	報酬付与の審判 決定期間 (対象期間)	年 月 日 ~ 年 月 日		
受給中の 公的給付等 ※注 3 の場 合のみ記載	☐ 「介護保険法」第 13 条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者 ☐ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 19 条、第 51 条、第 52 条、第 76 条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者 ☐ 「老人福祉法」「知的障害者福祉法」「身体障害者福祉法」等の規定による本市の措置入所者				

※注 1：□のある欄は、該当する□に✓印を記入してください。

※注 2：施設は、介護保険施設・障害者支援施設・児童福祉施設のほか、サービス付き高齢者向け住宅等の見守りや生活相談などの生活支援サービスが提供される場所や共同生活援助を行う住居も含まれます。

※注 3：豊中市以外の市区町村に住民登録がある場合に記入してください。

※注 4：豊中市以外で対象期間内の報酬助成を受けている場合は申込みできません。

(裏面あり)

【添付書類チェックリスト】

種別	番号	書類・資料の名称（写しで可）		☑
共通	①	後見等開始の審判書		☐
	②	登記事項証明書		☐
	③	報酬付与の審判申立書（報酬金額の記載があるもの）		☐
	④	対象者の住民票（本市に住民登録がある場合は省略可）		☐
	⑤	後見等事務報告書（家庭裁判所に提出したもの）		☐
	⑥	財産目録（家庭裁判所に提出したもの）		☐
	⑦	通帳（申込時点での預貯金額がわかるもの。ただし、財産目録の報告基準日が申請日以前2か月以内であれば提出を省略可）		☐
	⑧	後見人等の職種がわかる書類（後見等開始の審判書に記載があれば省略可）		☐
個別①	⑨	生活保護受給者	生活保護を受給していることがわかる書類 （「被保護証明書」「保護決定通知書」など、報酬助成対象期間内に発行されたもの）	☐
	⑩	生活保護受給者以外	世帯員全員の非課税証明書（最新年度のもの）	☐
個別②	⑪	本市に住民	本市の介護保険被保険者証	☐
	⑫	登録がない	本市の障害サービス等の支給決定通知書または受給者証	☐
	⑬	場合	本市の決定で措置入所していることがわかる書類	☐

※共通①～⑧及び個別①については⑨又は⑩、個別②については⑪～⑬のいずれかを提出してください。

【参考】豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱（一部抜粋）

第2条 後見人等の報酬に対する助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、家庭裁判所により弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、精神保健福祉士その他親族以外の専門職が後見人等に選任された者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 豊中市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者で、次のいずれにも該当する者

ア．対象者及び対象者と生計を一にする世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条の規定に基づく被保護者又は市民税非課税である者

イ．対象者の預貯金が500,000円未満であって、かつ、対象者が居住する家屋及びその土地その他日常に必要な資産以外に処分すべき資産がないこと

（2） 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者

（3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条、第51条、第52条、第76条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号ア・イのいずれにも該当する者

（4） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条又は第16条の規定による本市の措置により市外の施設に入所している者で、第1号ア・イのいずれにも該当する者

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市区町村で成年後見人等報酬助成を受けている者は対象としない。

第4条 第6条に規定する助成の申込みの受付期間は、家事事件手続法別表第1に規定する報酬付与の審判（以下「審判」という。）により家庭裁判所が報酬額を決定した日から1年以内であって、当該決定の対象期間の終日から1年以内とする。

2 助成の対象となる期間は、審判により家庭裁判所が決定した期間の終日から遡って算定し、当該期間が12月を超える場合は12月（成年後見人等が就職の日から最初に申し立てた審判の場合は当該期間、当該期間が24月を超える場合は24月）であって、第2条の要件に該当する期間とする。

豊中市成年後見人等報酬助成決定通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 月 日付で助成申込のありました成年後見人等の報酬助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者氏名(被後見人等)		
助成の可否		可 ・ 否
可の場合	助成決定額	円
	助成対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	請 求	後見人等の報酬助成請求書(様式第 3 号)により請求してください。 請求の際には本紙の写しを添付してください。
否の場合	理 由	

(教示)

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

豊中市成年後見人等報酬助成請求書

豊 中 市 長 様

請求者_____

住 所_____

対象者(被後見人等)_____

豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報酬助成額を請求します。なお、報酬助成額は下記の口座に振込を依頼します。

記

1. 請求金額 _____円

※成年後見人等報酬助成決定通知書（様式 2 号）の助成決定額を記入してください。

2. 振 込 先

振込先金融機関	銀行	支店
預金種目	1. 普通	2. 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

※ 預金種目は、普通・当座のいずれかを選んでください。

※ 口座名義は銀行へ届け出ているとおりに記入してください。

※ 口座名義の氏名には必ずフリガナをお願いします。

(関係書類)

- ・成年後見人等報酬助成決定通知書（様式第 2 号）